様式第1号

令和8年11月28日
福井市総務部市長公室総合政策課

「福井市行財政改革指針（令和 9～13 年度）（素案）」に関する

福井市パブリック・コメントの募集要領

【概要】

少子高齢化・人口減少の進展など社会情勢の変化に伴い、行政に求められる役割や市民ニーズは多様化しています。

こうした変化に的確に対応し、第九次福井市総合計画を着実に推進するとともに、市民サービスの向上と持続可能な行財政運営の実現を目指して、「市民サービス向上に向けてチャレンジする行政運営」を方向性に掲げる指針の策定を進めています。

このたび、「福井市行財政改革指針（令和 9～13 年度）（素案）」を作成しましたので、市民の皆様から御意見を募集します。

1. 意見募集の案件名

福井市行財政改革指針（令和 9～13 年度）（素案）

2. 公表する素案及び資料の名称

（1）福井市行財政改革指針（令和 9～13 年度）（素案）

（2）福井市行財政改革指針（令和 9～13 年度）（素案） 概要版

3. 公表する素案及び資料の入手方法

（1）福井市のホームページに掲載しています。

アドレス：https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/kotyou/pabcom/top.html

（2）総合政策課（市役所本館3階）、文書法制課（本館3階）、総合案内（本館1階）、図書館、桜木図書館、美山連絡所、越廼連絡所、清水連絡所の窓口で閲覧できます。

4. 意見の提出期間

令和 8 年 11 月 28 日（土）～12 月 22 日（火）

5. 意見の提出方法及び提出先

様式に定めはありません。

住所・氏名を明記して次のいずれかの方法で提出してください。

（1）電子メールによる提出

アドレス：sougou@city.fukui.lg.jp

（2）ファクシミリによる提出

FAX番号：0776－20－5768

（3）直接又は郵送による書面提出

〒910－8511　福井市大手3丁目10番1号

福井市役所　総務部　市長公室　総合政策課

（郵送の場合、意見の提出期間最終日の消印まで有効とします。）

（4）電子申請サービスによる提出

アドレス：https://shinsei.e-fukui.lg.jp/tSwN5KSq

6. 提出された意見と市の考え方の公表時期と方法

（1）公表時期：令和 9 年 1 月中旬を予定しています。

（2）公表方法：福井市のホームページでご覧いただけます。

また、総合政策課、文書法制課、総合案内（本館1階）、図書館、桜木図書館、美山連絡所、越廼連絡所、清水連絡所の窓口でも閲覧できます。

※頂いた御意見は、取りまとめたうえで、それらに対する市の考え方とともに公表します。

※御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

※ 意見提出の際には、住所・氏名を記入してください。

※ QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です